

静岡県県産材証明制度と合法木材証明の連携

氏名：諸田 僚

所属・職名：静岡県 経済産業部林業振興課 県産材利用班長

概要

静岡県では、平成14年度に「静岡県産材証明制度」を創設し、県と静岡県木材協同組合連合会（以下、県木連）が連携して、同制度の運営、普及に努めている。また、平成18年度には合法木材の取組が始まり、県は県環境物品等の調達に関する基本方針を変更するとともに、県木連、静岡県森林組合連合会と連携し“合法木材供給事業者認定制度”の普及、運営に取り組んできている。

< 県産材証明制度 >

制度概要

県が発注する公共事業において県産材を指定するため、平成14年度に静岡県産材証明制度を創設した。この制度は、登録された県産材取り扱い業者が発行する県産材販売管理票（マニフェスト）により、生産・流通・加工・消費者のどの段階からでもその木材がどこで伐採されたかを確認することができるものである。

役割分担

県産材取り扱い業者の認定、県産材販売管理票発行、運用状況調査を県木連が実施し、県は適切に制度運営されているか検査を実施しているほか、県木連と県が連携して制度説明会等を開催し普及に努めている。

一本化

平成18年以降、公共事業においては県産材証明と合法証明の二つが業者に求められることとなり、一本化の必要が生じたことから、平成21年度に“県産材を証明する書類（県産材販売管理票）”に“合法木材であること”等を記載することで合法性を証明することとした。

< 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針 >

目的

静岡県では、グリーン購入法が施行された平成13年に、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、静岡県の事務、事業における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指している。木材の合法性に関しては、平成18年度に、基本方針の中に判断基準等を追加している。

合法性の確認方法

林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」によるもののほか「静岡県産材証明制度」の「県産材販売管理票」による確認を含むこととした。